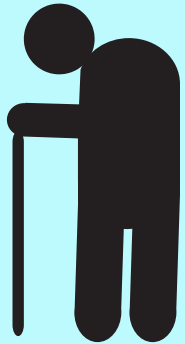


世帯

例



父

年金収入165万円、障害者のため非課税

- ✓所得税、住民税ともに課されない⇒本人は定額減税の対象外
- ✓年金収入により合計所得48万円超⇒子の定額減税においても扶養親族と
ならない

所得超過のため父を扶養できない



子

個人住民税所得割
課税者

配偶者

収入なし 非課税

- ✓所得税、住民税ともに課されない
⇒本人は定額減税の対象外
- ✓配偶者の定額減税において扶養親族
等となる



扶養できる

- ✓定額減税の対象
2人(本人と配偶者)×(所得税 3万円+住民税 1万円)
=8万円

✓個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒ 父 が不足額給付 2 の給付対象となる